

①令和6年度 外航航路誘致事業 募集実施要領（個別）

阪神国際港湾株式会社

1. 目的

本事業は、阪神港における外航コンテナ航路網の拡充を促進することで、利便性を向上させ、国際基幹航路の維持・拡大を図ることを目的に実施するものです。

2. 委託事業内容

(1) 対象事業

新たに阪神港に寄港または増便する定期コンテナ航路、もしくは令和5年度以降に当事業の委託を受けており、令和6年度も継続される定期コンテナ航路を対象とします。なお、新規寄港または増便により阪神港における取扱量増加が見込まれる事を前提とします。

ただし、韓国・中国（香港含む）・台湾航路は対象外となります。

また、委託事業終了後に1年以上の継続が見込まれる事業であることが必要です。1年間事業が継続されなかった場合、以後委託対象となった事業と同一の内容では事業の委託をいたしかねますのでご注意ください。継続状況について、委託事業終了後に当社より確認をさせていただく場合があります。

また、提案事業者が対象となる航路の運行開始前1年以内に同一航路において阪神港への寄港を停止、または航路の廃止等を行っている場合や、アライアンスや事業者の統廃合等による航路の再編により阪神港におけるサービス水準が同程度であると判断される場合は、原則として対象外とします。

(2) 委託対象者

外航コンテナ船社またはその日本代理店

(3) 委託内容

当社と提案事業者との間で協議のうえ、合意された業務について委託します。

業務委託料及び対象期間については、事業内容や阪神港における取扱量に応じて、協議により決定します。

ただし、令和6年度内において同事業が終了した場合は、当該事業にかかる業務委託契約を解除または変更のうえ、業務委託料のお支払いが出来ませんので、ご注意ください。

(4) 対象期間

令和6年4月1日以降に開始する事業かつ、当社が原則毎月一回開催する審査会において、承認があった日が属する月の1日以降に開始する事業のみが対象となります。ただし、令和6年6月末日までに審査会にて承認された事業に関しては、令和6年4月1日以降に開始する事業が対象となります。（そ

れ以前に開始した事業は、対象となりません。)応募を希望する場合は、当社までお問い合わせのうえ、応募スケジュールを確認してください。詳しくは、募集実施要領(共通事項)をご確認ください。

(5) 提出書類

【事業計画の提案時】

- ① 事業計画提案書(様式1①外航航路)
- ② 提案事業者の会社概要(様式2共通)
- ③ その他提案内容の確認のために当社が必要と認める資料

当事業へ応募を希望する場合は、下記お問い合わせ窓口までお電話でご連絡ください。当社より応募の流れをご説明させていただきます。上記①～③の資料を電子メールに添付して提出の上、内容に不備等がないことを当社担当者が確認し、提出期日までに受理(当社からの電子メールでの連絡をもって受理されたものとします)される必要がございます。提出期日までに受理されなかった場合は、翌月以降に開催する審査会での審査となります。なお、審査会における承認後に事業を開始いただく必要がありますので、余裕をもって申請してください。

【事業完了時】

- ① 事業実績報告書(様式3①外航航路)
- ② その他事業実績の確認のために当社が必要と認める資料

なお、提案にかかる各種様式については当社までお問い合わせください。

※応募方法等は「募集実施要領(共通事項)」をご参照ください。

以上

【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社
神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階
営業部 営業課 ☎078-855-3206(直通)
ホームページ <https://hanshinport.co.jp/>
E-mail senryaku@hanshinport.co.jp